

添付図書及び記載要領等

設備の種類	添付図書	記載要領等
消火設備 警報設備 避難設備 消防用水 消火活動上必要な施設	1 平面図 2 配管系統図 3 配線系統図 4 計算書 ※2～4にあつては、設備の種類に応じた図書を添付させるものとする。 ※4にあつては、着工届に限る。	(1) 「平面図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏の高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。 (2) 「配管系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。 (3) 「配線系統図」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。 (4) 「計算書」には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。 ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 ウ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 エ 電動機等の所要容量の算出方法 オ 非常電源の容量の算出方法 カ 避難器具の取付金具及び取り付け部分の強度の算出方法 キ その他消防用設備等の設置に係る算出方法 (5) 平面図、計算書及び試験結果報告書により、(2)、(3)に掲げる配管及び配線の系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管及び配線の系統図と取り扱うこととして差し支えないこと。 (6) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあつては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。 (7) 添付図書は、折り上げで日本産業規格 A 4 とし、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とする。ただし、電子データで受け付ける場合等にあつては、この限りでないが、この場合、図面内に縮尺を確認するための目盛り線（スケールバー）を記載するものとする。